

H A R D O C

県民・事業者・行政が一体となって

トライアングル

第 38 号

兵庫県フロン回収・処理推進協議会
広 報 紙
2006.3 発行
編集発行 推進協議会事務局

平成17年度フロン回収技術講習会 開催！

当推進協議会の平成17年度フロン回収技術講習会が、去る平成17年11月14日（月）、神戸市教育会館大ホールにおいて、4名の講師の方々をお迎えして開催いたしました。

ここでは、その概要を報告いたします。

平成17年度フロン回収技術講習会 概要

1. 日 時 平成17年11月14日（月） 13:30～16:30
2. 場 所 神戸市教育会館 大ホール
3. 出席数 53会員（73名）
4. 内 容

阿多事務局長
（大気課長）挨拶





会場風景

(1) 「フロン回収破壊法の施行状況と今後について」

兵庫県健康生活部環境局
大気課指導・規制係
係長 春名 克彦 氏



(2) 「自動車リサイクル法について」

兵庫県健康生活部環境局
環境整備課廃棄物規制係
係長 樋口 進 氏



(3) 「フロン回収機の構造と使用方法」

株式会社中島自動車電装
代表取締役 中島 朗 氏



(4) 「フロン回収破壊の現状事例紹介」

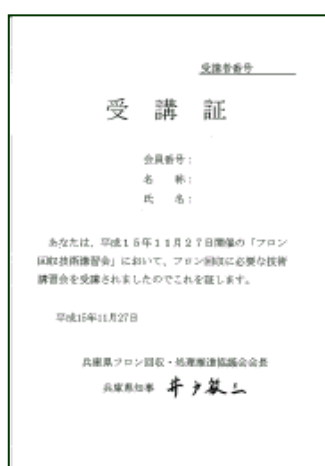
株式会社タクマ計画本部エネルギー技術部
第三課 雨森 隆 氏



当日は、多くの会員の皆様にお集まりいただき、また、講師の方々の熱心なご講演によって、たいへん有意義な講演会となりました。

この技術講習会では受講者の皆様に「受講証」をお渡ししています。来年度以降も実施する予定（年1回）にしておりますので、受講をご希望される方は、事務局からの案内が届きましたら、是非、お申し込みください。

また講習会の内容について、ぜひ受講してみたい講義内容などのご要望等がありましたら、お気軽に事務局までご連絡ください。来年度以降の開催にあたり参考にさせていただきます。



平成16年度カーエアコンからの
フロン類の回収量等の集計結果

第37号において、業務用冷凍空調機器からのフロン類の回収量等の集計結果をお伝えしたところですが、続いて平成18年3月20日に、環境省より「フロン回収破壊法に基づく平成16年度の第二種特定製品（カーエアコン）からのフロン類の回収量等の集計結果について」と題した記者発表がありました。

フロン回収破壊法では（自動車リサイクル法施行前のフロン回収破壊法をいう。以下同じ。）（第二種特定製品（カーエアコン）については平成14年10月から施行）では、機器の廃棄時の冷媒フロン類の回収が義務付けられており、第二種フロン類回収業者（廃棄される第二種特定製品から冷媒フロン類を回収するため都道府県知事等に登録している業者）は毎年度、前年度に回収したフロン類の量等を都道府県知事等に報告し、都道府県知事等はその報告に係る事項を主務大臣（環境大臣及び経済産業大臣）に通知しなければならないこととされています。さらに、主務大臣は、この通知に関する情報を整理して、特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の状況等の情報を公表することとされています。

今般、上記規定に基づき、平成16年度分（フロン回収破壊法の第二種特定製品に係る部分は基本的に平成17年1月1日より自動車リサイクル法に移行したことから、平成16年12月31日までに第二種特定製品引取業者に引き渡されたものに限る。）の第二種フロン類回収業者によるフロン類の回収量等の集計結果が公表されたものです。

回収量等の集計結果

フロン回収破壊法に基づく第二種フロン類回収業者によるフロン類の回収量等の平成16年度引取分（平成16年12月31日までに第二種特定製品引取業者に引き渡されたものに限る。）の集計結果は表1のとおりである。

表1 第二種フロン類回収業者の回収量等の報告の集計結果
（平成16年（4月～12月引渡）分）

	C F C	H F C	合計
回収した第二種特定製品の台数 (台)	840,010	608,434	1,448,444
回収した量 (kg)	317,234	259,307	576,541
16年度当初の保管量 (kg)	73,223	54,061	127,284
破壊処理のために自動車製造業者等に引き渡された量 (kg)	233,276	199,463	432,739
再利用された量 (kg)	106,356	71,174	177,530
16年度末の保管量 (kg)	50,793	42,711	93,504

（注）小数点未満を四捨五入したため、表中の数値の和は必ずしも合計に一致しない。

また、前年度との比較は、平成16年度の集計結果が平成16年12月31日までに自動車の所有者等から第二種特定製品引取業者に引き渡された第二種特定製品からの回収量であることから、単純な比較はできないが、集計結果は表2のとおりである。

表2 前年度との比較

	平成16年度 (H16.4～H16.12)	平成15年度 (H15.4～H16.3)
回収した第二種特定製品の台数 (台)	1,448,444	1,697,064
回収した量 (kg)	576,541	637,857
年度当初の保管量 (kg)	127,284	135,776
破壊処理のために自動車製造業者等に引き渡された量 (kg)	432,739	420,107
再利用された量 (kg)	177,530	170,155
年度末の保管量 (kg)	93,504	183,198

今後の取り組み

平成17年1月1日以降は、自動車リサイクル法の完全施行を受け、フロン回収破壊法の第二種特定製品であるカーエアコンからのフロン類の回収は、自動車リサイクル法の枠組の中で実施されている。今後とも、自治体・関連業界と連携の上、周知徹底活動を継続し、フロン類の回収の徹底に引き続き取り組んでまいりたい。

なお、自動車リサイクル法に移行したことにより、車台番号により使用済自動車一台ごとの処理状況が厳密に管理され、またフロンの回収・破壊費用を含むリサイクル料金が原則新車購入時に支払われていることから、カーエアコンからのフロン類の回収がより確実に行われる仕組みとなっている。

(参考1) フロン回収破壊法に基づく平成16年度のフロン類の回収量については、前年度との単純な比較は困難であるが、仮に平成17年1月1日以降も同程度の回収量があったものとして1年分にして比較してみると、回収量は前年度に比べ約20%程度向上したことになる。

(参考2) 第一種特定製品(業務用冷凍空調機器)からのフロン類の回収量等の集計結果については、平成17年12月16日に発表済。

事務局からのお願い

事務局から会員の皆様方にお願ひがあります。

最近、事務所の移転等により所在地が変更したものの、事務局へご連絡がないため郵便物が戻ってくる場合が見受けられます。電話番号等も変更されていた場合は、事務局より連絡する方法がありません。各種ご案内などの郵便物が届かないばかりでなく、会費の振込用紙が届かないため会費を滞納することになり、最悪の場合は、除名されてしまうことも想定されます（3年以上の滞納の場合）。

会員名、所在地、電話番号、FAX番号など会員申込書にご記入いただいた内容に変更が生じた場合は、できるだけ速やかに事務局までご連絡いただきますようお願いいたします。ご連絡の際は、特に様式を定めていませんが、会員名、会員番号とともに、変更内容（変更前、変更後が分かるようお願いします。）をお知らせください。連絡方法は、郵送のほかFAXでも構いませんが、確実に変更内容を把握するため、電話のみでのご連絡はご遠慮ください。

ご理解とご協力のほどよろしくお願ひします。

事務局だより

11月14日にフロン回収技術講習会を無事終えることができました。

当日、ご参加いただきました会員の皆様におかれましては、いかがだったでしょうか？

本文中でも記載させていただきましたが、来年度も引き続き開催する予定ですので、こういった内容を受講したいなど、ご要望がありましたら、ぜひ事務局までお聞かせください。

参考にさせていただき、フロン回収・処理の推進にご尽力されている会員の皆様のお役に立てる内容としていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

兵庫県フロン回収・処理推進協議会

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5 - 10 - 1（兵庫県健康生活部環境局大気課内）

TEL (078) 362 - 3284 FAX (078) 362 - 3966

<http://www.hardoc.org/>